

平成 2 8 年度
第 3 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 8 年 6 月 1 0 日開会

高松市農業委員会

平成28年度第3回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成28年6月10日（金）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 18人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 2人

- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司

農業委員会事務局等出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐
- 兼農政管理係長 大井 昌和
- 農地係長 多田 利浩
- 主 査 森 亮介
- 主任主事 稲井 稔
- 主任技師 稲積 直子
- 主任主事 藤井 照彦
- 農林水産課主査 寺川 泰裕

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 非農地証明願について

議案第10号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について

議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について

議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定について

議案第13号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について

議 長(農地部会長) ただ今から平成28年度第3回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は20人中18人で、部会は成立しております。欠席委員は、横井委員と森口委員の2名です。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は14番妹尾委員、16番原田委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が農業経営を廃止するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2番と3番は、賃借人が転用するため香川県農地機構を介した農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

4番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、借人が労力不足のため返還したものです。

2番は、貸人が後継者へ一括贈与するため返還を受けたものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権4番に関連しています。

3番は、貸人が別の農家に貸し付けるため返還を受けたものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番に関連しています。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について4件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理すること

に決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して妹尾委員から説明をお願いします。

妹尾委員 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

今回の特別現地調査委員は、谷口農地部会長職務代理者を始め湊委員、原田委員と、私妹尾の4名で、現地調査を実施しました。

それでは、別紙の4条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立木太南小学校西25メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道中徳・三谷・高松線沿いで、交通の利便性が良く、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、非農家の自己住宅・貸住宅・車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和35年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が17.10平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、水路・道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和37年ごろに施工済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、非農家の自己住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年2月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が162.00平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、2階建1棟の貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、露天貸駐車場・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が323平方メートル有ります。

8番は、2階建1棟の賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道塩江・屋島西線及び県道高松・志度線に近接し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居が見込まれることから、転用理由と農

地区区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを280枚、1基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に近接し、設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年3月21日に受付けられ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅に隣接し、所有する土地は申請地のみで、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成23年7月ごろに造成済みですが、隣接農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、2階建1棟の賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題と

いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書4ページを御覧ください。

1番は、平成27年3月25日付けで宅地分譲用地5区画として許可を受けていましたが、土地売買契約の解除に伴う転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。

2番は、昭和53年4月28日付けで分家住宅用地として住宅2階建て1棟の許可を受けていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

本件は、平成26年2月24日付けで2階建2棟の分譲住宅用地として許可を受けていましたが、転用者が隣接地に建築済みの展示場への来場者が想定以上に有り、駐車場不足となったため露天駐車場として利用するため事業計画変更申請するものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して妹尾委員及び湊委員から説明をお願いします。

妹尾委員 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。なお、使用貸借3番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

それでは、別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松中央インターチェンジ北東250メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、交通の利便性が良く、周辺は学校、医療施設、商業施設が整い、生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が369.60平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松琴平電気鉄道長尾線元山駅南西400メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、主要地方道高松・長尾・大内線及び電車の駅に近く交通の利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、申請地への進入路として利用する転用申請、5条特別議案使用貸借1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松琴平電気鉄道長尾線水田駅東650メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、国道11号線と主要地方道高松・長尾・大内線の交差点に近く交通の利便性が良く、商業施設、医療施設が整い生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市三谷出張所東300メートルに在り、転用者が分譲住宅用地として農地転用許可を受けている土地及び今後計画している土地から発生する残土・甘土置き場が不足しているため、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第1種農地に区分されますが、第1種農地の不許可の例外、「業務用必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、本社事務所から2キロメートル以内にあり、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、代替地の検討もされた結果、残土・甘土が発生する分譲計画地に近く、主要地方道三木・国分寺線と主要地方道中徳・三谷・高松線交差点付近で、交通の利便性も良いため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明は、ここまでとし、5番からは湊委員から説明します。

湊 委員 現地調査委員の湊です。ここからは、私が説明します。

5番の1・5番の2の申請地は、高松市三谷出張所北東650メートルに在り、5番の1は賃貸共同住宅、5番の2は入居者への貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道中徳・三谷・高松線の沿線で交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に、使用貸借の案件です。

2ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松琴平電気鉄道長尾線元山駅南西400メートルに在り、所有権2番の宅地分譲用地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。5条特別議案所有権2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、JR予讃線端岡駅西500メートルに在り、発電出力250キロワット、パネル1枚の面積約1.61平方メートルを1,200枚、9基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年2月24日に受付けられ転用の確実性が

認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立東植田小学校南東200メートルに在り、香川町内の山間部で工場建設を請け負った転用者が、開発工事により発生する花崗土により農地造成用地として平成28年7月1日から同年8月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、段差のある数筆の耕作不便な農地を2段の農地に改良し農作業の効率化を図るもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、復元後の水稻作付けの確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権5件、使用貸借3件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

森 主査 まず、所有権の案件です。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和37年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が194.99平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番の転用者は、高松市内で賃貸共同住宅事業を展開しており、事業拡大のため賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者は、建設業を営んでおり、市道沿いに事業所が在り、来客用駐車場が不足していることから、市道を挟んだ隣接地を取得して露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に隣接し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、父所有の農地を譲り受け分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し用途地域からも30メートルと近く、周辺には病院・大型量販店が整い生活に便利であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、宅地分譲用地10区画として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番も、宅地分譲用地6区画として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、所有農地への進入路である農道が狭く大型農業機械の搬入に支障があり、農道を拡張するための道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は転用者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7ページをお開きください。

10番は、非農家の自己住宅として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化の進んだ地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、住宅の敷地内に新たな駐車スペースが取れず、家財道具等の保管場所も必要となったことから、車庫兼物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、宅地分譲用地1区画として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年ごろに所有者により一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、転用者が経営している共同住宅と隣接地との間にフェンス設置の必要から、敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成8年ごろに設置済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が977.79平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8ページをお開きください。

21番は、併用地である宅地を取得し非農家の自己住宅を建築するに当たり、宅地内に在る農地への進入路が無くなることから、宅地の一部を進入路として提供する代わりに農地の一部を宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が234.94平方メートル有ります。

22番は、近隣住民のための露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、祖母所有の農地を譲り受け、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農業経営の補助ができ、周辺は宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24番は、転用者が土木建築業を営んでおり、賃借している駐車場を返却しなければならなくなったため、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は事業所に近く、20年以上耕作されず、放棄地状態となっていることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、家族が所有する車が増え、敷地内に駐車スペースが取れないことから、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成4年ごろに所有者により建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が339.13平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、転用後の宅地の総面積が500平方メートルを超えますが、所有農地は他に無く、超過部分は農業上利用しがたい過小残地となるため問題ないと考えます。

26番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

27番は、転用者が鉄骨板金加工施工業を営んでおり、事業の規模拡大により従業員用駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は事業所から440メートルと近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

28番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は小学校、病院等の公共施設が整い宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

9ページを御覧ください。

1番は、高松市上下水道局浅野浄水場の施設改修工事受注に伴う露天資材置場用地として、平成28年7月1日から29年3月20日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、一時転用後の農地復元も確実と認めら

れ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、再生可能エネルギーを利用した売電事業を行っており、役員が所有する農地を借り受けて、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを188枚、7基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は宅地に隣接し、不整形で耕作放棄地となっていることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年2月22日に受付けられ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、配電盤等各種電気機器の製造販売を営んでおり、取扱量の増大から従業員数が増加し駐車場が不足したため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現駐車場を拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成12年9月30日に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林等が2,757.82平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

10ページを御覧ください。

1番は、子所有の農地を借り受けて貸住宅兼作業場及び貸住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和36年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が261.21平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から150メートルと近く実家に近接し、周辺は宅地化が進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業の手伝いがし易く、周辺は宅地化が進んだ閑静な地域であることから、

転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性も認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が298.65平方メートル有ります。

6番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業の手伝いがし易く、周辺は病院、学校、コミュニティセンター等が整備され生活に適した地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、定年により帰郷して高齢の父親を扶助するため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、近隣はスーパーマーケット、病院等が整備された生活に適した地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が49.38平方メートル有ります。

9番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、近隣は病院、学校、コミュニティセンター等が整備され生活に適した地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み用途地域に隣接し、周辺は宅地化が進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

11ページをお開きください。

13番の1・2は、JRの線路で分断された母所有の農地2筆を借り受けて、発電出力19.8キロワットと19.3キロワット、1枚の面積約1.61平方メートルのパネルを96枚と74枚で合計4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年1月23日に受付けられ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、周辺は幼稚園、小学校、病院等の公共施設が整った閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権23件、賃借権3件、使用貸借12件、計38件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といた

します。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書12ページをお開きください。

1番は、譲渡人が農業を廃止することから、申請地の近隣に居住し新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜及び果樹を栽培するものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番と3番は、農業後継者である子夫婦へそれぞれ部分贈与するもので、取得後も引き続き水稻を栽培するものです。

4番は、農業後継者である子へ共有持分2分の1を一括贈与するもので、取得後も引き続き水稻を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

5番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

6番と7番は、それぞれ土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は隣接する自作地と一体利用し水稻を栽培するものです。

8番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻及び野菜を栽培するものです。

13ページをお開きください。

9番は、農業後継者である子へ一括贈与するもので、引き続き水稻及び野菜を栽培するものです。

10番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜及び果樹を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番が同時に提出されており要件を満たします。

11番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は苗木及び野菜を栽培するものです。

12番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は隣接する自作地と一体利用し苗木を栽培するものです。

13番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

14番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

15番と16番は、譲渡人が労力不足であることから、それぞれ経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

なお、16番については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借6番が同時に提出されており下限面積の要件を満たします。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書14ページをお開きください。

1番は、新規営農を希望する借人が、親族から30年間借り受けて水稻及び野菜を栽培するものです。

2番は、一部経営移譲を受けて後継者自らが農業経営を開始するため、使用貸借により30年間借り受けるもので、借受け後は、花卉を栽培するものです。

3番は、経営規模の拡大を希望する借人が、5年間借り受けて果樹を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知3番及び農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権10番に関連しています。

4番も、経営規模の拡大を希望する借人が、3年間借り受けて水稻を栽培するものです。

5番は、経営規模の拡大を希望する借人が、兼業により経営を縮小する貸人から3年間借り受けて水稻を栽培するものです。

6番は、経営規模の拡大を希望する借人が、労力不足の貸人から3年間借り受けて水稻を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権16番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権16件、使用貸借6件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書15ページをお開きください。

1番・2番は、昭和40年ごろから農業用水路として利用しているもので、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当す

るものです。

3番は、平成7年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第10号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について御説明申し上げます。

議案書16ページを御覧ください。

相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地の利用状況について、平成28年1月22日付けで高松税務署長から追加の調査依頼がありました。この調査は、申告期限の翌日から20年間農業を継続する条件で納税猶予を受けている農地について、20年後である現在の利用状況を確認報告するものです。

特例農地については、備考欄のとおり土地区画整理事業による換地処分が行われていますが、地区農業委員及び事務局職員が現地を確認し、地区部会で審査いただきましたところ、右から4列目の利用状況欄のとおり適正に利用されているとの報告を受けております。

高松税務署長への報告様式は、1筆ごとに農作物名や保全管理等の利用状況を記入することとされており、現況の事実報告であり本議案書と同一内容であります。

以上、議案第10号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認については、原案のとおり高松税務署長に回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号については、原案のとおり回

答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

2ページのとおり、平成28年5月9日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、香川町浅野地区の山林を太陽光発電用地として利用するために、平成28年5月6日付けで事業者から香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたことに伴うものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、4ページの一筆面積表のとおりで、18筆の合計は0.9913ヘクタールとなっています。

開発計画の内容は3ページに記載のとおり、切土と盛土の施工、防災施設として暗きよ、水路、沈砂池5箇所の設置等を計画しているものです。

位置図、地籍図、土地利用計画図は5ページから9ページまでのとおりです。

現地調査を、平成28年5月26日に第4地区農業委員と農業委員会事務局担当職員とで実施した結果、下流域に多数の農地が有ることを踏まえ、高松市長には、1ページの意見の概要のとおり、3 その他特記事項に「土地開発を行う土地の下流域には多数の農地が有り、本開発行為実施に際しては、下流域の農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと思います。

以上、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり決定し、回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号は、原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

次に、議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定につ

いて御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

1枚目裏面のとおり、平成28年5月24日付けで香川町安原下第3号字鮎滝上地区の地籍調査後における農地の地目認定に関して高松市長から照会があったものです。

対象地区の範囲は、2枚目地図の太線囲みの区域です。

現地調査は、平成28年6月6日に香川町安原下地区担当農業委員及び農業委員会事務局職員並びに土地改良課地籍調査室職員で実施しました。

1ページからの農地変更調書を御覧ください。

現地調査の結果、従前の農地又は農地の一部を農地と現認できたものは、2ページの14番・16番・20番、3ページの26番、4ページの31番、5ページの43番のとおりの6件で、農地以外の土地を農地と確認できたものは、7ページの60番・61番のとおりの2件でした。

それ以外については、公簿地目は農地ですが現況は山林、宅地、ため池、公衆用道路、用悪水路など農地以外の土地となっており、農地変更調書のとおりのとおりでした。

また、農地が農地以外の土地に変更されているものについては、現況及び利用状況から、原状回復命令を発する事案はないと判断されました。

そこで、市長へは、本資料の1枚目の3 市長への回答（案）に記載のとおりの、「農地変更調書のとおりの地目認定することに異議ありません。また、農地以外の土地について原状回復命令を発する事案はありません」と回答しようとするものです。

以上、議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定については、原案のとおりの回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号については、原案のとおりの回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第13号 農業経営改善計画の認定に係る意見について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

平成28年5月31日付けで高農第252号で高松市長から高松市農業経営改善計画認定要綱第5条第4項及び同条第6項の規定に基づく農業委員会の意見が求められております。

内容につきましては、農林水産課担当者から御説明いたします。

農林水産課寺川主査 それでは議案第13号について御説明申しあげます。

農業経営基盤強化促進法に基づきます農業経営改善計画の認定及び変更につきまして、5月30日に開催されました高松市地域農業再生協議会担い手部会におきまして審議され承認されましたので、高松市農業経営改善計画認定要綱に基づきまして農業委員会の意見を求めるものです。

資料の2枚目を御覧ください。

農業経営改善計画認定申請者一覧のとおり、再認定28名、新規認定6名、変更3名、また、終期を迎えたものの経営規模の縮小等により再認定を受けなかった方が2名となっています。

続いて、各申請者の申請概要を御説明しますが、再認定の方については営農類型の御説明のみとさせていただきます。

1 ページを御覧ください。

1 番の申請者は、営農類型は、米麦・施設イチゴ・作業受託です。

2 番の申請者の営農類型は、米麦・作業受託です。

3 番の申請者の営農類型は、米麦・露地野菜・作業受託です。

2 ページをお開きください。

4 番の申請者の営農類型は、米麦・施設イチゴ・作業受託です。

5 番の申請者の営農類型は、米麦・露地野菜です。

6 番の申請者の営農類型は、露地及び施設野菜・水稻・作業受託・果樹です。

3 ページをお開きください。

7 番の申請者の営農類型は、米麦・露地野菜・施設野菜です。

8 番の申請者の営農類型は、施設野菜（ミニトマト）・水稻です。

9 番の申請者の営農類型は、水稻・露地野菜です。

4 ページをお開きください。

10 番の申請者の営農類型は、米麦・ブロッコリー・作業受託です。

11 番の申請者の営農類型は、水稻・麦です。

12 番の申請者の営農類型は、施設野菜・露地野菜・水稻です。

5 ページをお開きください。

13 番の申請者の営農類型は、施設野菜・水稻です。

14 番の申請者の営農類型は、肉用牛・施設及び露地野菜・水稻です。

15 番の申請者の営農類型は、米麦・露地野菜です。

6 ページをお開きください。

16 番の申請者の営農類型は、米麦・ブロッコリー・産直野菜です。

17 番の申請者の営農類型は、米麦・露地野菜です。

18 番の申請者の営農類型は、米麦・ブロッコリー・アスパラガスです。

7 ページをお開きください。

19 番の申請者の営農類型は、施設野菜・露地野菜・水稻です。

20番の申請者の営農類型は、米麦・露地野菜・作業受託です。

21番の申請者の営農類型は、米麦・作業受託です。

8ページをお開きください。

22番の申請者の営農類型は、果樹類・水稻です。

23番の申請者の営農類型は、施設花き・露地花き・花木です。

24番の申請者の営農類型は、肉用牛・米麦です。

9ページをお開きください。

25番の申請者の営農類型は、米麦・作業受託です。

26番の申請者の営農類型は、米麦・作業受託・露地野菜です。

27番の申請者の営農類型は、肉用牛です。

10ページをお開きください。

28番の申請者の営農類型は、ブロッコリー・ネギ・レタス・ニンニク・カボチャです。

続きまして、新規認定の方について御説明いたします。

29番の申請者の営農類型は、米麦・作業受託です。概要は、近隣の農家からの要請に対応し、水稻作付面積及び作業受託を拡大するとともに、新規に麦の作付けを開始し農業経営の安定を図るというものです。

30番の申請者の営農類型は、キク・組花です。概要は、父から農業を引き継ぎ、輪ギクは継続して梅田市場に出荷し、また、輪ギクは芽なしの省力品種を導入するとともに、産直向けの組花の面積を拡大し収益の増大を図るというものです。

11ページをお開きください。

31番の申請者の営農類型は、米麦・露地野菜です。概要は、農業委員会や農地機構を通じて農地の集積及び規模拡大を図り、また、水稻及び露地野菜の作付面積を拡大するとともに、新規作物として麦の栽培を開始し農業所得の向上を目指すというものです。

32番の申請者の営農類型は、施設野菜（ミディトマト）・水稻です。概要は、ミディトマトの経営規模を拡大するとともに、県内外への販路開拓に取り組み経営の安定と所得の拡大を目指すというものです。

33番の申請者の営農類型は、米麦・ブロッコリーです。概要は、集落内の農地を一つの農場とし、高性能大型機械を導入し、経理の一元化や計画的な土地利用により合理的な経営を図るというものです。

12ページをお開きください。

34番の申請者の営農類型は、カラシナ（カラシ原料）・トウガラシです。概要は、カラシ製造販売会社への原料供給を目的として設立した農地所有適格法人として、農地集積による規模拡大を図るとともに、カラシナ栽培技術の向上によりカラシ原料の安定供給を目指すというものです。

続きまして、変更認定の方について御説明いたします。

35番の申請者の営農類型は、水稻・麦類です。概要は、借地により水稻及び麦類の経

営規模を拡大し所得の増大を図るというものです。

36番の申請者の営農類型は、施設園芸（ガーベラ）です。概要は、施設の改善及び苗の更新により生産量の増大と所得の向上を図るとともに、家族経営協定に基づく後継者等の経営参画により先進的な農業経営の確立を図るというものです。

13ページをお開きください。

37番の申請者の営農類型は、米麦・野菜です。概要は、米麦において農地集積を進めるとともに、ブロッコリーやアスパラガスの規模拡大を図り、複合化による経営の安定化を目指し、また、経営継承をスムーズに進めるため組合員の世代交代を図るというものです。

以上で農業経営改善計画の認定についての御説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号 農業経営改善計画の認定に係る意見については、異議の無い旨回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号は異議の無い旨回答することに決定いたしました。

次に、報告案件 農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料4を御覧ください。

期間は、平成28年5月10日から同年6月8日分までであります。

まず、許可件数ですが、4月以前の農地部会議決分といたしまして、4条が1件、5条が18件、5月農地部会議決分で4条が15件、5条が33件、合計で4条が16件、5条が51件です。

許可保留件数については、4月以前の農地部会議決分で4条が0件、5条が6件、5月議決分といたしまして4条が2件、5条が5件、合計で4条が2件、5条が11件です。

取下については、4条も5条も有りませんでした。

次に、許可保留案件の内容について御説明申しあげます。

2ページを御覧ください。

4条関係で5月議決分の3番・8番が開発許可未了で許可保留になっております。

3ページを御覧ください。

5条関係で3月議決分の11番が開発許可未了で許可保留になっております。

4ページを御覧ください。

5条関係で4月議決分の2番・12番・15番が開発許可未了で許可保留となっております。

す。26番が譲渡人死亡により相続手続き中で、使用貸借4番が文化財許可、道路工事承認未了で許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

5条関係で5月議決分の5番・8番・13番・16番が開発許可未了により、また、6ページの使用貸借7番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

これで平成28年度第3回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後3時30分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員